

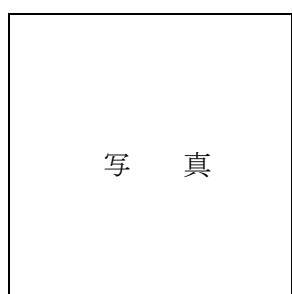
別紙様式第3号（第103条関係）

表 面

第 号

身 分 証 明 書

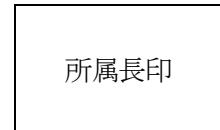
下記の者は、保険業法等の一部を改正する法律附則第4条第1項において読み替えて準用する保険業法第272条の23（保険業法等の一部を改正する法律附則第4条第17項において読み替えて準用する保険業法第179条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査をする職員であることを証明する。



所 属 \_\_\_\_\_

官 職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_



年 月 日生  
年 月 日交付

裏 面

保険業法等の一部を改正する法律等抜  
すい

○保険業法等の一部を改正する法律（平  
成17年法律第38号）附則

（認可特定保険業者等に対する新保険  
業法の規定の準用）

第4条 新保険業法～（中略）～第272  
条の23～（中略）～の規定（これら  
の規定に係る罰則を含む。）は、認可  
特定保険業者について準用する。（以  
下略）

2～22（略）

○保険業法（平成7年法律第105号）  
(立入検査)

第272条の23 内閣総理大臣は、少額  
短期保険業者の業務の健全かつ適  
切な運営を確保し、保険契約者等  
の保護を図るため必要があると認  
めるときは、当該職員に、少額短  
期保険業者の営業所、事務所その  
他の施設に立ち入らせ、その業務

若しくは財産の状況に関し質問さ  
せ、又は帳簿書類その他の物件を  
検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定によ  
る立入り、質問又は検査を行う場  
合において特に必要があると認め  
るときは、その必要の限度におい  
て、当該職員に、少額短期保険業  
者の子法人等若しくは当該少額短  
期保険業者から業務の委託を受け  
た者の施設に立ち入らせ、当該少  
額短期保険業者に対する質問若し  
くは検査に必要な事項に関し質問  
させ、又は帳簿書類その他の物件  
を検査させることができる。

3 少額短期保険業者の子法人等又は  
当該少額短期保険業者から業務の  
委託を受けた者は、正当な理由が  
あるときは、前項の規定による質  
問及び検査を拒むことができる。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格B7とする。